

ご挨拶

平素は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。
漸く収束の兆しが見え始めたコロナ感染症ですが、皆様無事に乗り切れたでしょうか。経済の停滞、仕事のあり方、人との関わり方など、多岐に渡る考え方の変換を余儀なくされ、これからは新しい価値観の中で復興を目指していかなければなりません。

一方、いまだ終りが見えないロシアによるウクライナ侵攻は、クリミア橋破壊をきっかけに一段と危機が増したような気がします。どのような結末を迎えるのか全く判りませんが、ただ一つ判ったことは『人の命の軽さ』です。見栄と強欲の前には人の命すら軽いものなのでしょうか。一般人を攻撃したと非難していますが、兵士も同じ人の子。戦争という大義の前では常識や倫理など無力です。何百万人という死者が出たコロナ禍の悲惨な状況に心痛めていた人々を尻目に、人為的な大量虐殺が行われている現実があります。地球温暖化防止のための CO2 削減、SDGs・・・これらは将来を担う子供たちのために地球を守ろうと全世界で取り組んでいることなのではなかったでしょうか。

一日も早い世界の平和と復興を願います。

税理士法人アークネット 代表社員 野呂 伸一郎

第32号 CONTENTS

- 1 ご挨拶
- 2 What's New
*受取配当に係る
源泉徴収の改正
- 3 Tax Information
*電帳法
～スキャナ保存～
- 4 Profile～職員スタッフ紹介
- 5 FPの部屋
*クラウドファンディング
- 6 独り言



What's New 受取配当に係る源泉徴収の改正

令和5年10月1日以降に完全子法人及び関連法人（発行済株式総数の3分の1超所有）から受け取る配当に係る源泉徴収について改正が行われることから、その概要について解説を行います。

1. 現況における取扱い

現況において、完全子法人及び関連法人から受け取る配当金については一部を除き源泉徴収義務があります。源泉徴収率は、配当金の支払い法人が上場会社の場合 **15.315%**、非上場会社は **20.42%**です。すなわち、完全子法人等から配当金を受け取る場合における手取金額は満額ではなく、源泉徴収分を控除されて受け取っているのが現状です。

2. 改正後の取扱い

令和5年10月1日以後の配当金で完全子法人及び関連法人から受け取る配当金については、**上記1に掲げる源泉徴収は行わない**こととなり、配当金を受け取る親法人等は**その行わないこととなった源泉徴収分だけ経営資源に即日利用**することが可能となります。

3. 今後の動向

今般の改正は、令和3年12月10日公表の「令和4年度税制改正大綱」において見直しを行うことが示され、令和5年10月1日以降の支払配当につき実施されるものです。

但し、この大綱においては下記の通りに記載されていることから、令和5年度の税制改正において何らかの見直しがなされる可能性があるため、その動向に注視する必要があります。

完全子法人株式等及び関連法人株式等の配当に係る源泉徴収の見直しにより、令和5年度の税収が減少すると見込まれること等を踏まえ、その影響を緩和するための必要な対応等について、令和5年度税制改正において検討する。

(注1) 完全子法人株式等とは、配当等の額の計算期間の初日から末日まで継続して、配当等の支払を受ける法人と支払う法人との間に完全支配関係がある場合におけるその株式等のことをいいます。(注2) 関連法人株式等とは、発行済株式等の3分の1超の株式等を配当の支払いに係る**基準日**において**直接保有**する内国法人の株式等のことをいいます。

4. 改正の背景 (参考)

この改正は、会計検査院が令和2年1月に完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収は必ずしも制度の趣旨に沿ったものではないと指摘し、検討を行うよう求めていたという背景があります。

すなわち、これらの配当は税務的には益金（収入）とはならないため、源泉徴収された金額は還付されるケースも少なからずあり、法人側は一時的な資金負担が、税務署側は還付事務処理負担等が生じるという非効率性が問われたため改正に至ったものです。

Tax Information

特集 電帳法～スキャナ保存～

電子帳簿保存法の改正により、スキャナ保存に関する取扱いが緩和されました。

1. 対象となる書類は？

- ◆取引相手から受け取った書類
- ◆自己が作成して取引相手に交付する書類の写し
(例)契約書、見積書、注文書、納品書、請求書、領収書、検収書など
- ◆上記のようにほぼすべての書類が対象になるが、棚卸表や仕訳帳などの計算、整理又は決算関係書類にあたるものはスキャナ保存不可

2. 「スキャナ」とは？

- ◆書面を電子データに変換する入力装置のうち次の要件を満たすもの
- 解像度：200dpi (A4 で約 387 万画素相当以上)
- 色調：カラー画像による読み取りができること
※資金や物の流れに直結しない「一般書類」を保存する場合には、グレースケール画像も可
⇒スマホやデジカメでの撮影も可

3. 必要な手続は？

- ◆スキャナ保存の開始に当たって、特別な手続は、原則必要ありません。

令和4年1月1日以後は、事前に税務署長の承認を受ける必要もなく、任意のタイミングで始められます。また、スキャナ保存は書類の種類ごとに行うことができます。

※過去分重要書類（次頁参照）のスキャナ保存には、届出書を提出する必要があります。

4. スキャナ保存したら書面(紙)は破棄していいの？

◆令和4年1月1日以後に保存を行う国税関係書類については、一部の場合を除いて、スキャナで読み取り、最低限の同等確認（電磁的記録の記録事項と書面の記録事項とを比較し、同等であることを確認）を行った後であれば、即時に破棄して差し支えありません。

5. スキャナ保存入力期間とは？

◆最長では、国税関係書類を受領した日から2か月とおおむね7営業日以内に入力すればOKです。
単にスキャニング作業を終えていれば良いのではなく、入力期間内にタイムスタンプが付された状態若しくは代替システムに格納が必要です。

6. タイムスタンプってなに？

◆電子データがある時点に存在していたこと及び当該電子データがその時点から改ざんされていないことを証明する情報がタイムスタンプであり、確実かつ安定的なタイムスタンプの利用を一層拡大し、情報の信頼性を確保しつつ、海外とのデータ流通を容易にする観点から、時刻認証業務について、総務大臣による認定制度が設けられています。

※現在、時刻認証業務認定事業者として認定を受けているのは5事業者となっていますが、これらの認証を利用したソフトは多く出回っています。

7. タイムスタンプは代替できる？

◆入力期間内に入力したことを確認できる時刻証明機能を備えていれば、訂正削除履歴の残る（あるいは訂正削除できない）システムに保存することで、タイムスタンプの付与要件に代えることができます。

なお、現状では、時刻証明機能を他社へ提供しているベンダー企業以外は自社システムによりタイムスタンプ付与の代替要件を満たすことができないとされています。

8. 検索機能の確保って？

◆①取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先を検索の条件として設定することができること、②日付又は金額に係る記録項目についてはその範囲を指定して条件を設定することができること、③二以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができることに要件となります。

したがって、スキャナで読み取った画像データをテキスト化して保存する機能が備わっていない場合であっても、スキャナで読み取った国税関係書類に係る取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先を手入力するなどして、検索の条件として設定することができるようにする必要があります。

このように、税務当局はスキャナ保存を推奨しているようであり、まだまだハードルは高いです。AIで画像を正確にテキスト化できる仕組みができるか、会計ソフトと連動して保存できるようになるまでは様子見する事業者が多いのではないのでしょうか。

文責＝清瀬 由（千葉事務所長）

✓ スキャナ保存を行うための要件は？

書類の区分	重要書類	一般書類
		資金や物の流れに直結・連動する書類 (例) 契約書、納品書、請求書、領収書 など
入力期間の制限	【早期入力方式】 国税関係書類に係る記録事項の入力をその受領等後、速やか(おおむね7営業日以内)に行うこと 【業務処理サイクル方式】 国税関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間(最長2か月以内)を経過した後、速やか(おおむね7営業日以内)に行うこと ※ 国税関係書類の受領等から入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に依る 【適時入力方式】 適時に入力(注)	
一定水準以上の解像度及びカラー画像による読み取り	(1) 解像度が200dpi相当以上であること (2) 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上(24ビットカラー)であること (注) (2)に関しては、白黒階調(いわゆるグレースケール)での読み取りも認められる。(注)	
タイムスタンプの付与	入力期間内に、一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ(電磁的記録が変更されていないことについて、保存期間を通じて確認することができ、課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができるものに限る。)を、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に付すこと ※ 入力期間内にその国税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認できる場合には、このタイムスタンプの付与要件に代えることができる	
読取情報の保存	読み取った際の解像度、階調及び当該国税関係書類の大きさに関する情報を保存すること ※ 国税関係書類の受領者等が読み取る場合で、当該国税関係書類の大きさがA4以下であるときは、大きさに関する情報の保存は不要 (注) 大きさに関する情報の保存は不要	
バージョン管理	国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができる電子計算機処理システム又は訂正又は削除を行うことができない電子計算機処理システムを使用すること	
入力者等情報の確認	国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくこと	
帳簿との相互関連性の確保	国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと	
見読可能装置の備付け等	(1) 14インチ(映像面の最大径が35cm)以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びに操作説明書を備え付けること (2) 電磁的記録について、次のイ～ニの状態で、速やかに出力することができるようにすること イ 整然とした形式 ロ 当該国税関係書類と同程度に明瞭 ハ 拡大又は縮小して出力することが可能 ニ 4ポイントの大きさの文字を認識できる (注) 白黒階調(いわゆるグレースケール)による保存の場合、ディスプレイ及びプリンタはカラー対応である必要はない。(注)	
電子計算機処理システムの概要書等の備付け	電子計算機処理システムの概要を記載した書類、そのシステムの開発に際して作成した書類、操作説明書、電子計算機処理並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類を備え付けること	
検索機能の確保	電磁的記録の記録事項について、次の要件による検索ができるようにすること (1) 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先での検索 (2) 日付又は金額に係る記録項目について範囲を指定しての検索 (3) 2以上の任意の記録項目を組み合わせた検索 ※ 税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようになっている場合には、(2)及び(3)の要件は不要	
(注) 一般書類のスキャナ保存を行う場合の要件です。また、そのスキャナ保存を行う国税関係書類に係る電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類(これらの事務の責任者が定められているもの。)の備付けを行う必要があります。		
【過去分重要書類の取扱い】 スキャナ保存を開始した日より前に作成・受領をした重要書類(過去分重要書類)については、あらかじめ、その種類等を記載した運用届出書を税務署長等に提出することでスキャナ保存をすることができます。この場合、入力期間の制限の要件は不要となる等、上記要件の一部は緩和されますが、電磁的記録の保存に併せて、そのスキャナ保存を行う国税関係書類に係る電磁的記録の作成・保存に関する事務の手続を明らかにした書類(これらの事務の責任者が定められているもの。)の備付けを行う必要があります。		

上記は、令和4年1月1日以後にスキャナ保存を行う場合の要件になります。

(国税庁HPより抜粋)

静岡事務所では12月8日(木)に『決算書の読み方/基礎』について無料セミナーを開催予定です。会場とオンライン同時開催を行います。皆さまのご参加をお待ちしております。



Profile～職員スタッフ紹介

秋葉 愛美 (あきは めぐみ)
千葉事務所所属



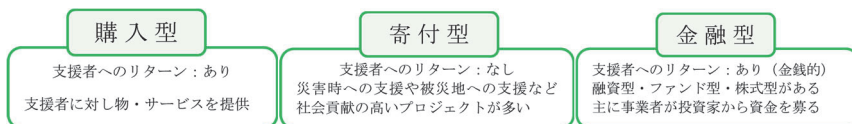
※千葉県在住
 ※プロフィール：
 営業職や経理職、前職では都内の税理士法人にて数年勤務し、今年4月に税理士法人アークネットに入所。
 ※キャラクター：
 話題なものへの関心が高め。マヌルパン、ラフティング、YOASOBI、沈黙のパレード(小説)
 ※メッセージ：
 持てる力は生かし新たなことは学び、細かいことから貢献して成長できるよう努めてまいります。千葉事務所以外の方は関わることが少ないかとは思いますが、お会いした際などはどうぞよろしく願っています。因みに写真の場所がわかる方、いらっしゃるでしょうか？ご利益あるかもしれません。

FP の部屋

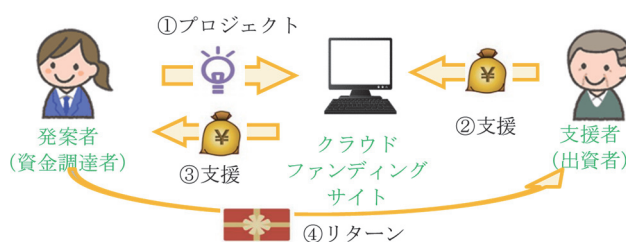
～新しい資金調達の方法として注目～

クラウドファンディング！

クラウドファンディングとは、「群衆(クラウド)」と「資金調達(ファンディング)」を組み合わせた造語です。インターネットを通じて、自分の活動や夢などを発信することで、不特定多数の人々から少額ずつの資金を様々な形態で調達する仕組みのことをいいます。クラウドファンディングは3つ種類があります。



上記のうち、一番利用されている「購入型」の仕組みと実施方式は；



*「All or Nothing」目標金額が集まらなると支援が受け取れない方式
 *「All in」目標金額が集まらなくても支援を受け取ることができますが、プロジェクトの実施は確約する必要があります。
 (受領した支援金は課税対象です。)

先日、私の親族がたくさんの方々のご支援により、「子供たちが夢を描く未来に、私たち目線のSDGs新聞(Smile)を、冊子に。」というプロジェクト(All or Nothing方式)を成立することができました。今までは資金調達イコール金融機関からの借入というイメージがありましたが、この件をきっかけにクラウドファンディングは新しい資金調達の方法の1つであることを肌で感じる事ができました。現在、クラウドファンディングサイトはいくつかありますのでご興味のある方は覗いてみてはいかがでしょうか？

1級ファイナンシャルプランニング技能士・CFP 設楽 亜沙美

～～独り言～～

貯金箱の裏蓋を開けて数える。小学生の頃のその習性は消えず、ポケットに残った小銭をミニオンのカール貯金缶に入れている。一年でいくら貯まったかな～と正月休みに数え、銀行へ持って行って記帳するのが楽しみだったが、近年、小銭の預け入れが有料化された。101枚以上550円。なんと1円玉101枚を預けるのに550円かかると言われた。途方に暮れていると、「機械で預け入れができます。100枚まで無料です。」
 周りの迷惑を顧みずひたすら小銭を100枚ごと機械に投入すること数時間。それを繰り返しながら、その原因を探ってみた。電子マネーを普及させるための政策の一環か。いやいや、銀行は政府の犬ではない。では、なぜか。たぶん消費税の仕組みがそうさせているのだと無理やりこじつけた。銀行は利息収入という非課税収入が多い。支払った消費税の多くを控除できない。事業者は負担しないという原則が見事に破られている。来年から始まるインボイス制度もこの矛盾点には一言も触れていない。お医者様、あなたも同じですよ。

文責：野呂伸一郎



税理士法人アークネット <http://www.arknet.info>

- 静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町 11-13
TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161
- 東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-7-13 山手ビル 3号館 8階
TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474
- 渋谷事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 36-6 西村ビル 3F
TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811
- 千葉事務所 〒262-0033 千葉県千葉市花見川区幕張本郷 1-11-24 フォルテ 5A
(雨宮幸雄税理士事務所提携事務所) TEL 043-307-5590 FAX 043-307-5591